

✚ 貨物概要

飲料等の包装用に供するプラスチック製のふた付きのコップ

性 状：とっ手のない軟質のコップ及びそのコップに組み合わせることが可能なプラスチック製のふたから成るもの

ふたにはストロー差し込み用の切れ込みがある

素 材：ポリエチレンテレフタレート

用 途：飲料等を入れて販売するためのコップ

包 装：同数のコップ及びふたを別梱包／カートン



✚ 分類

関税率表第 3923.90 号（統計番号 3923.90-000）のプラスチック製の運搬用又は包装用の製品

✚ 分類理由

本品は、飲料等を販売する際に使用される軟質プラスチック製のふた付きのコップであり、関税率表第 39.23 項に分類される包装用又は運搬用として容器の性格を有するものと認められます。また、本品は関税率表解説第 39.23 項（a）（i）において、同項に分類される物品として例示される「ある種の食料品の包装用又は運搬用に供する容器の性格を有するとっ手のないコップ（cups）（食卓用品又は化粧品としての二次的な用途を有するか有しないかを問わない。）」に該当することから、同表第 39.24 項には分類されません。したがって本品は、関税率表第 39.23 項及び同解説第 39.23 項の規定により、プラスチック製の包装用の製品として、上記のとおり分類されます。

また、ふたの有無は分類には影響せず、コップ単独であっても同様に第 39.23 項に分類されます。

なお、包装用又は運搬用に供する容器の性格を有する同種の（使い捨て）コップは、飲料等の販売以外に用いられるものであっても、本事例と同様に同表第 39.23 項に分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と

異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）